

○木曾文化公園職員の勤務時間等に関する内規

(平成 19 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 21 年 12 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、木曾文化公園に勤務する職員の勤務時間等の割り振りに関し必要な事項を定める。

(勤務時間、休憩時間)

第 2 条 勤務時間は、木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(以下「条例」という。)により、休憩時間を除き 1 週間あたり 38 時間 45 分とする。

(1) 勤務時間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで。

(2) 休憩時間は、午後 0 時 00 分～午後 1 時 00 分まで。

2 午後 10 時まで継続する勤務を命ぜられたときの勤務時間は、午後 1 時 15 分から午後 10 時までとする(休憩時間を含む。)

(週休日及び休日の勤務時間)

第 3 条 館長は、条例第 2 条第 4 項に定める勤務時間を割り振らない日(以下「週休日」という。)及び条例第 6 条第 1 項に定める休日は、条例の規定にかかわらず、別表の定めるところにより、当該年度内に振り替えるものとする。

(休館日)

第 4 条 文化ホール及び教育文化センターの休館日は、木曾文化公園管理規則第 2 条に定めるところによる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 前号に掲げる日が月曜日に当たるときは、火曜日

(4) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

(5) その他館長が必要と認めるとき

附 則

1 この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規に定めのない事項は、条例及び木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則を準用する。

別 表

週休日の勤務時間		月曜日(火曜日)の勤務時間
土曜日	日曜日	
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	日曜日の勤務を振り替え、休日とする。

附 則

この内規は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。